

パリ協定採択の意義と わが国の進むべき方向

公益財団法人地球環境戦略研究機関
理事長

浜中 裕徳



昨年末、パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、パリ協定と関連するCOP21決定が採択された。この機会に、それらが今後の気候変動問題への取り組みにどのような意味を有するのか、また、わが国が今後進むべき方向は何かについて述べてみたい。

18年余り前に採択された京都議定書は条約の究極目的達成に向けた第一歩として、当時世界の排出量の約6割を占め、気候変動問題に対し重い歴史的責任を有する先進国が取り組みを先導するため、先進国の排出量に上限を初めて設け、EU諸国、日本などの排出削減行動強化に重要な役割を果たした。しかし、議定書が締約国に課した削減目標は先進国全体で1990年比5%程度のものであり、しかも米国が議定書から離脱し、中国など急速な経済発展を遂げ排出量が急増した新興国を含む途上国の排出量に上限がなく、条約の究極目的を達成するために「次のステップ」を踏み出すことが不可欠であった。議定書発効後最初の締約国会議となったCOP11以降、このための努力が続けられ、2011年にダーバンで開催されたCOP17における合意に基づき、2020年以降途上国を含む全ての条約締約国の気候変動対策を強化するための法的枠組みについて特別作業部会を設置し、COP21で合意することを目指し交渉が進められてきた。

パリ協定は、気温上昇が2℃を十分下回るようにし、かつ1.5℃に抑制するよう努めること、気候変動の悪影響に適応し、レジリエントで低炭素型の開発を促進する能力を高めること、及びこれらの目的に向かう経路と資金フローとを首尾一貫したものとすることを、協定の下での取り組みの目的として定めた。そして途上国を含む全ての条約締約国に、この目的の達成に向け国別の削減などに関する約束を提出し、5年ごとに更新し、削減約束実施のための国内措置を追求し、進捗について報告することを義務付け、長期低排出発展戦略の策定を求めるとともに、気候変動の緩和のみならず、適応、損失と被害、資金、技術、

内 容

P.1 パリ協定採択の意義と わが国の進むべき方向

公益財団法人地球環境戦略研究機関
理事長
浜中 裕徳

P.4 パリ協定：その評価と日本の 課題

関西研究センター副所長/
気候変動とエネルギー領域
エリアリーダー・上席研究員
田村 堅太郎

P.8 COP21におけるビジネスの 動きと、その背景についての 洞察

グリーン経済領域
エクゼクティブディレクター
松尾 雄介

P.11 COP21成果を「行動」に向け る仕組み：「低炭素社会国際 研究ネットワーク」の提言

LCS-RNet 事務局長
西岡 秀三

P.14 出版・活動報告

及び透明性の確保の全てに関する取り組み強化のための新しい枠組みを定めた。

パリ協定は、全ての条約締約国が自国の約束を提出し、その実施に向けた国内措置の追及を義務付けたものの、それら約束の目標の達成自体については義務付けなかった。これは議定書が交渉により先進締約国の排出削減目標を決定し、それら目標の達成を義務付けたこととは異なるやり方であり、議定書が残した課題のうち、途上国を含め全ての締約国の約束を強化する枠組をつくる観点から、米国及び、中国を含む途上国が受け入れられる内容としたものと考えられる。実際、2016年2月時点で世界の排出総量の約99%を占める161の国・地域が約束草案を提出したⁱ。同時に、パリ協定は気温上昇抑制に関する大変高い目標を掲げ、この目標の実現に向けて各国の削減約束を5年毎に段階的に引き上げていくこととし、化石燃料に依存しない社会への移行に向けて世界が動き出すというシグナルを送った。このように、パリ協定は条約の究極目的実現に向けた、普遍的で、かつ大変意欲的な内容の合意であり、議定書採択以来の重要なステップを踏み出す画期的なことと言うことができる。

気候変動問題への取り組みにおいて、国家に加え、それ以外のアクター、即ち、地方自治体やビジネス、投資家などが果たす役割についても、その重要性が近年認識され、欧米を中心にこれらの主体による意欲的な取り組みが大きくなっている。EU、米国の北東部諸州やカリフォルニア州、韓国、中国の7つの省・市など40近くの国、20以上の州・地方政府、都市自治体が炭素税、排出量取引など、炭素に価格をつける仕組みを導入し、各地の炭素市場を相互に接続する動きが見られておりⁱⁱ、こうした政策動向を背景として1,000を超える企業が社内で、既に、あるいは2017年までに、炭素に価格をつける措置を講じⁱⁱⁱ、合計24兆米ドル超の資産を運用している360を超える機関投資家が政府に対し「気候変動の挑戦が必要とする規模で投資先を変えることを助長する、安定的で信頼性があり、経済的に意味のある炭素への価格付け」を行うよう求めている^{iv}。消費する電力を全て再生可能エネルギーで賄う方針を決定した企業^vや自治体^{vi}が

現れており、内燃機関を次世代技術に置き換えることを基本戦略とした自動車メーカー^{vii}もある。これらの主体の多くは、気候変動がもたらすリスクと機会が自らの本業に影響する経営の中核的課題と捉えている^{viii}。パリ協定の採択は、各国政府に加え、こうした政府以外の主体にも明確なビジョンを与え、一層の行動を促す効果をもたらすと考えられる。過去6年間で低炭素型技術のコストは劇的に低下している(太陽光発電80%、風力発電60%、LED照明90%)が、パリ協定の実施により低炭素型インフラや技術の世界市場と需要が生み出され、それがイノベーションを促しコストをさらに低下させるだろう^{ix}。

パリ協定は、世界の取り組みの進捗状況を5年毎に点検・評価する「グローバル・ストックテイク」の結果を参考として、各国の削減約束を段階的に引き上げていくこととしている。気温上昇抑制に関する長期目標の達成に向けこの仕組みを効果的に機能させることにより、各国の約束の意欲度が向上し、取り組みを加速していくことが重要である。各国の約束は各国自身が決定するものであり、5年毎の約束の引き上げに当たっても各国政府の果たす役割が大きい。政府以外の主体の強力な行動や、それにより加速されるビジネスや技術のイノベーションによる、政府の政策決定への後押しも重要な役割を果たすものと考えられる。

日本は、国連に提出した2030年目標の達成は勿論であるが、パリ協定で定められた気温上昇抑制目標の実現に向け、5年ごとの目標引き上げとその実施のために必要となる国内対策を実施する必要がある、さらに長期低排出発展戦略の策定も求められる。日本経済は世界最高のエネルギー効率を実現していると言われるが、一人当たりやGDP当たりCO₂排出量で見ると、近年はドイツ、英国など主要EU諸国に追い抜かれており、パリ協定の下で実施することになる目標の水準を考慮すると、この差が拡大する趨勢にある。日本では低率の炭素税(地球温暖化対策税)が導入されているが、排出量取引については産業界に拒否感が強く、東京都などで導入されたが全国的には導入が進んでいない。他方、韓国は昨年排出量取引制度を導入し、中国も来年全国規模で導入することを決定している。欧米を中心に、世界的に排出量取引市場をリンクさせる動きが顕著になっているが、アジアにおいても韓国や中国が国際炭素市場を作ろうと動く可能性がある。

パリ協定の採択を受け、日本を含め、すべての国が

ⁱ CAIT Climate Data Explorer, <http://cait.wri.org/indc/>

ⁱⁱ Kevin Kennedy, et. al. "Putting a Price on Carbon: A Handbook for US Policy Makers", World Resources Institute, April 2015, http://www.wri.org/sites/default/files/carbonpricing_april_2015.pdf. なお、中国の7つの省・市はいずれも排出量取引を試行的に実施している段階であるが、既に中国政府は2017年に全国規模で排出量取引制度を導入する方針を明らかにしている。

ⁱⁱⁱ CDP, <https://www.cdp.net/en-US/News/CDP%20News%20Article%20Pages/surge-in-companies-disclosing-carbon-price.aspx>

^{iv} IIGCC, <http://www.iigcc.org/press/press-release/worlds-leading-institutional-investors-call-for-carbon-pricing-ambitious-gl>

^v <http://there100.org/news/14178730>

^{vi} <http://www.iclei.org/details/article/iclei-invites-cities-to-join-vancouver-in-the-100-renewable-energy-cities-regions-network.html>

^{vii} <http://toyokeizai.net/articles/-/88621>

^{viii} 松尾雄介、「COP21におけるビジネスの動きと、その背景についての洞察」、クライメートエッジVol.24

^{ix} Michael Jacobs, "The Paris Agreement is highly ambitious and very clever", <http://www.lse.ac.uk/GranthamInstitute/news/the-paris-agreement-is-highly-ambitious-and-very-clever/>

「尻に火がついた」状況にある。わが国は、化石燃料に依存しない社会への移行に向け本格的に取り組みを自ら強化すると共に、アジアなど途上国に対し、パリ協定実施の準備が整い、さらに実施が進むよう、わが国の政策、技術、ノウハウを活かし、協力を一層拡充することが極めて重要である。これは日本にとり大変大きなチャレンジであるが、同時に大きなチャンスでもある。気候変動のリスクの大きさ、深刻さと、パリ協定が世界にもたらす影響の大きさを理解し、政策、ビジネスモデルや生活スタイルに大きな変化が避けられないという大局観の下、今後の進む道を考えるべきである。これまで行ってきたことを基本として、これ

をどう追加的に改善するかという発想ではなく、将来必要なことは何かを見据え、それを実現するために、今何をすべきか、5年後、10年後、20年後までに何をすべきかを真剣に検討し、行動に移すことが重要である。既に述べたとおり、世界各地で政府やそれ以外の様々な主体により、将来あるべき姿を見据え、それらを目指した取り組みが大きくなるとなり始めている。あれか、これか、という選択の問題ではなく、そちらに向かうことが必然であり、かつ、それは負担ではなく、新たな便益をもたらすという認識がそれらの主体と突き動かしている。日本もその例外ではありえないと考える。

.....

パリ協定：その評価と日本の課題



関西研究センター副所長／
気候変動とエネルギー領域
エリアリーダー・上席研究員
田村 堅太郎

国連気候変動枠組条約（以下、枠組条約）の第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定は、発展段階の異なる190以上の国々が参加し、気候変動への取り組みを約束したという意味で、普遍性、包括性を持つ歴史的な合意となった。さらに、パリ協定と共に採択されたCOP21決定では、国家以外の主体（自治体やビジネスなど）の役割の重要性が認識され、社会全体での低炭素化、そして気候変動への強靭化を目指す必要性が強調されている。つまり、多様な行動主体を後押しするという意味でも包括的な枠組みとなった。加えて、その内容に関して、排出削減や吸収源の強化による気候変動の緩和策のみならず、気候変動の悪影響への適応策、適応しきれずに発生してしまう「損失と損害」、そして資金、技術、能力構築支援が含まれる包括的な国際枠組みとなった。

本稿では、このようなパリ協定が発するメッセージやその中核的要素を持つ意味について考察した後、日本がパリ協定をどのように受け止めたのか、そして日本の今後の課題について論じる。

化石燃料依存脱却に向けた長期的シグナル

パリ協定の最大の成果は、化石燃料に依存しない社会（低炭素社会）作りに向けて世界が動き出すことを、長期的シグナルとして社会、特に民間企業に対して発信したことだ。気温上昇を具体的なレベル（産業革命前からの気温上昇を、1.5℃も視野に入れつつ、2℃以下に抑制）に抑えるために、いつまでにどのような規模の削減を行うか（今世紀後半に世界の温暖化ガス排出量を実質的にゼロ）を示した。しかし、各国の現在の削減約束を積み上げても、1.5℃抑制はおろか、2℃抑制もおぼつかない。そこで、削減約束を5年毎に段階的に引き上げていくこととした。これは、世界全体が、選挙などの短期的な政治サイクルに左右されずに、継続的な対策強化を行っていくことに合意したことを意味する。低炭素社会作りにはエネルギーシステムのみならず社会インフラ全体の大転換が必要となり、長期的な投資判断が求められる。こうした投資判断に必要なシグナルをパリ協定は送っている。

いつまでにどのような規模の削減を行うかについて、パリ協定では、世界全体のGHG排出量をできる

だけ早く減少に転じ、今世紀後半に人為的な排出量と吸収量のバランスをとるための方策を講じている（協定4条1項）。吸収源を拡大する人為的な活動には、新規植林、持続可能な森林経営、森林減少の抑制、農地・草地管理などが含まれるが、「2℃よりも十分低く」抑え、さらには「1.5℃未満に抑えるための努力を追求する」という観点からは、かなり限定的に解釈し、厳し目に算定する可能性が高いと思われる。そうした限定的な人為的吸収量は、農業や一部の工業プロセスなど、GHG排出量をゼロにすることが難しい排出源を相殺するために用いられる可能性が高い。そうすると、他の排出源からの排出をゼロにしなければならない。つまり、世界の温暖化ガス排出量を実質的にゼロすることに等しい。

1.5℃抑制を「どちらかと言えば高い（50%以上）」確率で達成するシナリオは、IPCC 第5次評価報告書（AR5）編纂時には非常に限定的であり、AR5の中では十分にレビューされなかった。そのため、COP21の決定文の中で、IPCCに対して1.5℃上昇の影響及び排出パスに関する特別報告書を2018年までに作成することを求めている（COP21決定パラ21）。なお、最新の研究では、1.5℃未満に抑制するためには、2℃目標達成シナリオと同様な技術群を必要とするが、その普及をより早く、より大規模に普及させ、2045年から2060年の間に世界のGHG排出を正味ゼロにする必要があるとしている¹。

このように、地球の気温上昇を産業革命前に比べ「2℃よりも十分低く」抑え、さらには「1.5℃未満に抑えるための努力を追求する」とするパリ協定が発するメッセージは明確である。それは、化石燃料時代の終焉に他ならない。

5年毎の段階的目標引き上げメカニズム

同時に、パリ協定は新しい国際的な取り組みの始まりでもある。パリ協定に含まれた段階的な目標引き上げメカニズムは、前例のない画期的なものである。COP21前に、EU、米国、日本、マーシャル諸島、南

¹ Rogelj, J. et al., (2015) "Energy system transformations for limiting end-of-century warming to below 1.5°C", *Nature Climate Change*, 5: 519-528.

アフリカ、ブラジルなどから同様の提案が行われていた他、研究機関からも提言が出されていた²。他方、インド、中国を筆頭に、一部の途上国は、2030年を越えた取り組みについて議論することに難色を示していた。しかし、COP21直前の中仏共同首脳宣言(2015年11月2日)で、中国も支持を表明したため、インドの出方が注目されていた³。結局、COP21期間中に、意欲的な合意の成立を求める「野心連合」と呼ばれる大連合が、EU、小島嶼国、後発発展途上国に加え、米国、ブラジルなどを含める形で形成され、1.5℃への言及や目標引き上げメカニズムなどが合意に含まれることで大勢が決した。

パリ協定の下では、5年毎に世界全体での削減努力の進捗状況の確認作業がおこなれ(協定14条)、これを踏まえる形で、各国は「自らが定める貢献」(国別目標)を5年毎に提出することが義務付けられた(協定4条9項)。また、各国の取り組みは段階的に強化することが求められている(協定3条、4条3項)。つまり、世界全体が脱炭素化に向けて、5年毎に行動を強化していく形で、パリ協定は各国が国内対策強化を進める上でのペースメーカーとしての役割を果たすことになる。

なお、パリ協定の下では、各国は国別目標を準備、提出、維持し、及びその目標達成に向けた国内措置の追求が義務付けられているが(協定4条2項)、目標の「達成」については法的義務を課していない。小島嶼諸国やEUなどは、目標達成についても法的義務を課することを求めたが、連邦議会上院からの助言・同意を得ずにパリ協定を行政協定として受諾したいオバマ政権の意向や目標達成に法的縛りを付けることへの一部途上国の懸念を反映した形で最終的に落ち着いた。

提出された国別目標は登録簿(レジストリ)に記載されることとなった(協定4条12項)。京都議定書の下での削減目標が、議定書の一部を構成する附属書に書き込まれていて、その変更には議定書の改定手続き及び各国国内の批准手続きを必要とした。これに対し、パリ協定ではレジストリという法的性格を伴わないツールに国別目標を書き込むことで、その更新には批准手続きを必要とせず、より容易なものとなった。また、各国は随時、目標の引き上げを行うことができるとされている(協定4条11項)。

以上の国別目標の段階的引き上げメカニズムの時間軸は図1ようになる⁴。2018年に、全体での排出削減量の評価や進捗確認を行う促進的対話が開催され、そ

の結果を踏まえ、2025年目標案を提出している国(米国等)は次期目標(2030年目標)の提出を、2030年目標案を掲げている国(日本等)は、2030年目標の提出、更新を、それぞれ2020年までに行うことが求められている(COP21決定パラ23、24)。また、前述のとおり、2018年に、IPCCによる1.5℃特別報告書が作成されることとなっており、その報告書も各国が国別目標を検討する際の参考となることが期待される。2020年以降では、促進的対話と同様な役割を果たすグローバル・ストックテイクが2023年以降、5年毎に開催される(協定14条2項)、それぞれの結果を踏まえ、各国はより意欲的な次の国別目標を提出することが求められる(協定4条3項、9項)。また、各国は、気温目標を念頭に、長期的な低排出発展戦略を策定・提出する努力が求められており(協定4条19項)、2℃目標と整合性のある長期的な排出削減戦略を描き、その中に5年毎の短期的な削減目標を位置づけることが可能となる。

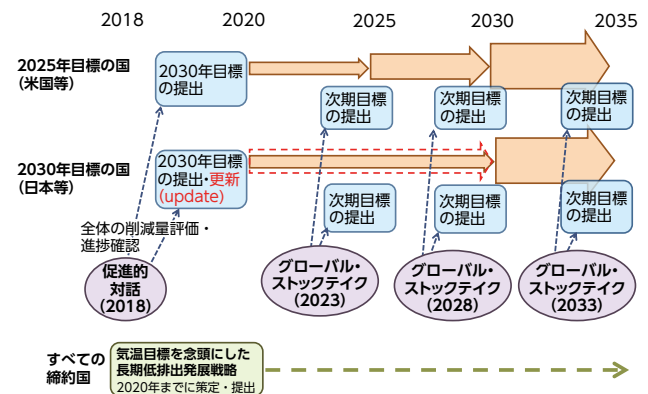


図1 段階的な目標引き上げメカニズム

適応と「損失と損害」

パリ協定が、幅広い途上国からの支持を得た最大の理由のひとつとして、適応と「損失と損害」がそれぞれ別の独立した項目として位置づけられ、その国際的な取り組みを強化していくことが認識された点である。

気候変動の悪影響に適応しきれずに発生してしまう「損失と被害」については、特に小島嶼諸国が枠組条約の交渉時から、適応とは独立した課題として扱うことや、先進国の法的責任(liability)や補償を求めてきた。他方、先進国、特に米国は政治的な問題(補償額が巨額になる懸念)や科学的な問題(特定の損失や被害を引き起こした排出者を特定することは不可能であること)を背景に、責任や補償という考え方自体を否定していた。

最終的には、「損失と被害」を独立した問題として認識し、この問題に対応するための国際的仕組みを整えていくこととなった(協定8条)。他方、COP決定の中で、パリ協定における「損失と被害」条項の規定が、責任や補償の根拠とはならないことが同意された(COP決定パラ52)。「損失と被害」が国際条約の中で規

² 各国の提案については、次の文献に詳しい。van Asselt, H., S. Håkon and P. Pieter, 2015. Assessment and Review under a 2015 Climate Change Agreement Copenhagen. Nordic Council of Ministers.

³ China and France Joint Presidential Statement on Climate Change <http://www.diplomatie.gouv.fr/en/french-foreign-policy/climate/2015-paris-climate-conference-cop21/article/china-and-france-joint-presidential-statement-on-climate-change-beijing-02-11>

⁴ 2030年以降の国別目標の期間については、パリ協定第一回締約国会議で、統一することになっているが(協定4条10項)、5年となるのか10年となるのかは現時点では予断を許さない。便宜上、図1では5年(2035年まで)を想定したものとなっている。

定されることは、途上国にとって大きな成果となったが、責任や補償は今後、議論の対象外となることは大きな譲歩だったと言える。1.5℃を気温目標に盛り込むことを小島嶼諸国らは強く求めていたが、当初、米国はその実現可能性の理由から難色を示していた。米国は、「1.5℃抑制への努力」を気温目標に盛り込むこととの引き換えに、自らにとって受け入れ不可能な責任・補償問題に関して途上国からの譲歩を引き出した可能性がある。

資金

誰が、どれだけ資金供与をおこなうのかが、対立点となった。インドや中国は、先進国のみが資金供与の義務を負うべきであり、公的資金中心とする具体的な供与額の提示を求めた。他方、先進国は、先進国のみ負担や具体的な数値目標には難色を示す一方、民間資金の重要性を強調した。

最終的には、枠組条約で規定されている先進国の途上国への資金提供を行う義務があらためてパリ協定でも規定される一方、その他の国に対しても提供を奨励することとなった(協定9条1、2項)。また、先進国は、多様な資金源やチャンネルを通じた資金動員を率先して行い、その動員規模は継続的に引き上げられることとなった(協定9条3項)。一方、具体的な数値目標はパリ協定に含まれず、COP決定で、年間1,000億ドル動員目標を2020年以降も2025年まで継続すること、2025年までに年間1,000億ドル以上の新たな全体目標を設定することが規定された(COP決定パラ54)。

差異化

すべての国が参加する国際枠組みの下で削減目標や資金支援などに関する義務をどのように書き分けるかという差異化の問題は、特に対立が表面化した。枠組条約や京都議定書ではこれまで、「共通だが差異ある責任及び各国の能力(CBDR&RC)」原則に基づき、先進国と途上国の間に明確な違いが設けられていた。いわゆる、先進国と途上国の二分論に基づく差異化である。しかし、2℃目標達成に向けた取り組みには途上国の参加が不可欠であることや、新興国の台頭のように世界経済構造が変化してきたことを受け、先進国のみならず途上国の中からもCBDR&RC原則を柔軟に解釈すべきとの意見がでてきた⁵。その結果、先進国がリーダーシップを発揮することを前提に途上国も含めたすべての国が能力応分の義務を果たすこととなった。

⁵ パリ協定にいたる交渉において、海面上昇などの気候変動の悪影響に対して脆弱な小島嶼諸国連合(AOSIS)は、大規模排出途上国も相応の行動をとるよう求めた。加えて、コロンビア、コスタリカ、チリ、ペルー等、積極的な取り組みを志向する中南米の国々からなる独立中南米カリビアン諸国連合(AILAC)も、CBDR&RC原則の柔軟な解釈を求め、G20に参加しているようないわゆる新興国に対して、排出削減のみならず資金支援についても能力相応の貢献を求めるようになった。

パリ協定でも当然にしてCBDR&RC原則は言及されてはいるが、「各国の異なる国情に照らして」という文言が加わった(協定2条2項)。この文言自体は、2014年11月の米中首脳共同声明で使われはじめたものであり、CBDR&RC原則を原理主義的あるいは固定的な解釈ではなく、柔軟な解釈の余地を与えるものとして捉えられている⁶。

具体的な義務等の書き分けについては、以下の例が挙げられる。

- ✓ 緩和：先進国が総量削減目標を定め、途上国も将来的に同様の目標を持つことが奨励されるとい違いは残るが、目標の法的性格は同等(協定4条2項、4項)
- ✓ 資金：先進国の提供義務を明記しつつ、途上国の自主的な資金提供も認める(協定9条1項、2項)
- ✓ 透明性：異なる能力を考慮した柔軟性を認めつつも、共通の枠組みの設立(協定13条1項、4項)

透明性とそれに基づく遵守促進メカニズム

パリ協定の下では、各国の排出削減策だけでなく、適応行動、資金の供与や受け取りについても、その透明性の向上に向けて、先進国・途上国に対し共通なルールに基づく枠組み(情報の定期的報告とレビュー・検討)が設立されることになった(協定13条)。また、パリ協定全体の進捗状況を確認するために、グローバル・ストックテイクが2023年以降、5年毎に開催される(協定14条2項)。ここでは、国ごとではなく世界全体での削減努力の十分性、適応行動、支援状況(資金、技術、能力構築)をチェックすることになる(協定14条1項)。パリ協定の下における国別目標の達成は法的義務を伴うものではないが、各国の行動の透明性を高めると同時に、全体での進捗状況も明らかにすることで、取り組みの実施・遵守を促進することを意図している(協定15条)。これは、法的拘束力のある削減目標に対し、懲罰的な措置を伴う遵守メカニズムを構築した京都議定書とは異なるアプローチである。

日本での受け止め方

パリ協定は日本でどのように受け止められているのだろうか？二つの受け止め方がある。

一つは、パリ協定が何を目指しているかという点には触れずに評価を行う、あるいは現状維持的なアプローチを主張するものである。例えば、パリ協定採択を受けて総理談話が発表されが、全員参加型の枠組みという点からの評価にとどまっており、パリ協定が目指す到達点、つまり2℃目標やさらに野心的な1.5℃抑制への努力、今世紀後半に実質排出ゼロという脱炭素

⁶ Obergassel, W. et al 2016 *Phoenix from the Ashes—An Analysis of the Paris Agreement to the United Nations Framework Convention on Climate Change*. Wuppertal Institute for Climate, Environment and Energy.

化については触れられていない⁷。日本政府代表団の結果報告に関しても同様のことが言える⁸。長期目標としての2℃目標や1.5℃に言及したことや、すべての国が5年毎に削減目標を提出・更新することなど、パリ協定の個別の中核的要素についての説明がなされているが、パリ協定が具体的にどのような社会を目指そうとしているのか、といった踏み込んだ評価は行っていない。

同様の論評は経済界からも見られる。経団連によるパリ協定の評価も、すべての主要排出国が気候変動対策に取り組むことを約束したことを歓迎するのみである⁹。さらに、経団連系のシンクタンクからは現状維持を掲げる意見が見られる。例えば、2℃目標は非現実的な努力目標であり、技術革新なくしては達成不可能であり、短期的な削減ではなく、大規模な削減を可能とするような長期的な開発研究投資を押し進めるべきで、そのための環境整備が重要となる。その意味で、これまで通り、民間の自主性を引き出すアプローチ、つまり自主行動計画を継続すべき、といった意見である¹⁰。

他方、経済界の中でも、パリ協定が示した脱炭素化という方向性を評価し、これまでとは異なる政策アプローチを取るべきとする意見はある。これが二つ目の受け止め方である。例えば、気候変動対策に意欲的な企業のネットワークである日本気候リーダーズ・パートナーシップ (Japan-LCP) は、パリ協定が「脱炭素経済への移行」に向けたシグナルを発したという観点から評価し、日本政府に対し炭素価格付けなどの政策導入を求めている¹¹。

世界を見渡すと、この二つ目の見方は、決して特異なものではなく、むしろ大きなうねりとなってきている。例えば、米国の政府交渉団を率いたトッド・スターン気候変動特使は、外交評議会でのスピーチで、脱炭素化へ向けたエネルギーシステムの大転換を加速させる必要性を述べた上で、パリ協定を受けて「(脱炭素化という)行き先は不可避という意識」(a sense of inevitability about where we're going)を市場が持つことが重要であると述べている¹²。また、COP21にあわせてパリで開催された一連のビジネスフォーラムでは、欧米のみならず中国やインドのトップ企業や金融機関が、2度目標達成に向けた努力や脱炭素社会への

移行を前提として、いかにビジネスチャンスを開拓か、作り出すかといった議論を展開した¹³。

日本の今後の課題

パリ協定の受け止め方の違いに垣間見られるように、日本が国際的な潮流から取り残される懸念があり、それをどう挽回していくかが今後の課題となる。低炭素・脱炭素化への転換は不可避であり、その中でどのようにビジネスチャンスを見出すか、よりよい社会インフラを提供できるかの競争が既に始まっているとの認識を持つことが重要となる。さらに、気候変動リスクを事業経営、意思決定に織り込む必要性も高まっており、既に、主要国の中央銀行・金融規制当局からなる金融安定理事会では、企業資産に含まれる気候変動リスクの情報公開の国際ルール化の動きがでてきている¹⁴。内向きの議論に終始することなく、このような国際的な動向をしっかりとフォローし、早めの対応が必要となる。

また、2020年以降、5年毎に目標を提出することになるので、それに向けた国内体制を整備する必要がある。さらに、2017年及び2020年がエネルギー基本計画に検討を加える年であり、2018年にはIPCC1.5℃特別報告書の発表や促進的対話の開催が予定されている。そして、COP決定ルールの下で、2020年に開催されるパリ協定締約国会議の9~12ヶ月前までに、日本は2030年目標草案を見直すことが認められている。この見直し機会における目標の引き上げは法的拘束力あるものではない。しかし、2℃目標の達成に向けては、少しでも早期の取り組み強化が必要とされており、2020年に日本をはじめとした国々が目標を引き上げられるか否かは、パリ協定が実際に効果的に機能するかの最初の試金石となる。

その際、これまでのように、ボトムアップ式に「何ができるか」ではなく、今世紀後半に排出実質ゼロという目標に向けて、何年までに何が必要になってくるのかというバックキャスト的な視点、発想が重要となる。まさにこの点が、パリ協定が各国に求めていることでもある。パリ協定は、気温目標(2℃/1.5℃)を念頭に、各国が長期低排出発展戦略を2020年までに策定することを求めている。このことにより、長期戦略で脱炭素化の道筋を描き、それをより短期(5年毎)の国別目標に落とし込んでいくという作業が可能となる。日本は既に第4次環境基本計画の中で2050年80%削減を掲げており、先ずはこの目標を堅持し、その達成に向けた行動計画を策定していくことが求められる。

⁷ 「国連気候変動枠組条約第二十一回締約国会議の合意に関する内閣総理大臣の談話」
http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/discourse/151213danwa.html

⁸ 「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)及び京都議定書第11回締約国会合(COP/MOP11)の結果について」
<http://www.env.go.jp/earth/cop/cop21/index.html>

⁹ 「COP21における「パリ協定」採択に関する榊原会長コメント」
<https://www.keidanren.or.jp/speech/comment/2015/1213.html>

¹⁰ 例えば、澤昭裕「正論 日本が築いた「パリ協定」の基礎」産経新聞2015年12月16日付。

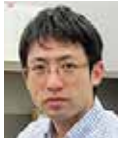
¹¹ Japan-CLP気候変動に関するパリ協定の採択を歓迎
http://japan-clp.jp/news/news_2015.html#151222

¹² <http://www.cfr.org/climate-change/challenges-us-climate-policy/p37427>

¹³ 詳しくは、松尾雄介「COP21におけるビジネスの動きと、その背景についての洞察」、クライメートエッジVol.24

¹⁴ <http://www.fsb.org/2015/12/fsb-to-establish-task-force-on-climate-related-financial-disclosures/>

COP21 におけるビジネスの動きと、 その背景についての洞察



グリーン経済領域
エグゼクティブディレクター
松尾 雄介

企業や自治体の声が、パリでの歴史的合意を後押し

去る12月12日、フランス・パリで開催されたCOP21において「パリ協定」が合意された。内容は、全ての国の参加、気温上昇を2℃より低く抑え、さらには1.5℃未満への努力する、今世紀後半に温室効果ガスを正味ゼロとする、という極めて野心的なものだ。この歴史的合意の背景としては、各国の気候変動への危機意識の高まり、フランス政府の外交力等に加え、非常に多くの企業や自治体のトップがパリに集い、強力に交渉を後押しししことも挙げられよう。

筆者が事務局を務めるJapan-CLP（次世代の企業競争力を見据えた気候変動対策に意欲的な企業のネットワーク）からも、メンバー企業の役員クラスを含む総勢13名がCOP21に参加し、関連ビジネス会合への出席や、日本政府代表丸川環境大臣との面談を通じた交渉の後押しを行った。

ここでは、COP21関連ビジネス会合等での数々の議論を踏まえ、世界のビジネスリーダーが気候変動に率先して関与する理由、数多く言及された重要キーワード、そして日本との温度差について、筆者の見解を紹介したい。

世界中から経営トップがパリに集結

COP21には世界中から非常に多くの経営者らが集った。筆者らが直接参加した会合だけでも、BMW、IKEA、ケロッグ、エリクソン、グーグル、ユニリーバ、TOTALやStatoilをはじめとする石油メジャーなどの企業、バンク・オブ・アメリカなどの金融機関、CalPERSや政府系年金基金等の機関投資家、そして国際商業会議所（International Chamber of Commerce）等の産業団体など、数百を超える企業や団体からCEO級のビジネスリーダーが参加していた（経営者以外のビジネス関係者らの参加は、合計数千人を超えると思われる）。これら企業の中には、消費者対応を重視するB2C企業や、気候変動対応をビジネスチャンスと捉える機器メーカーだけでなく、重電メーカー、化学会社、電力会社など、重厚長大、素材、エネルギー系の企業も多く含まれた。彼らは、各国大臣を含む政府代表団や国際機関のトップと面談し、有意義な合意を後押しするとともに、「化石燃料が使えない経済」「非

連続的な変化の起こる時代における企業戦略」について生々しい議論を繰り広げていた。

日本では、気候変動の会議に、大企業のCEOをはじめとする経営者自らが参加することは稀だ。では、同時多発テロの後にも関わらず、世界中から経営者自身がCOP21に参加する理由は何だったのだろうか？

なぜ、経営トップが集ったのか？

まず何よりも、経営者自身が、気候変動が、社会の安定ひいては自社事業を脅かすことを深く理解していることが挙げられよう。COP21の会場では、フランスのオランド大統領や米国のケリー国務長官、そして島嶼国の代表をはじめとする各国要人ら数多くが、気候変動が食料生産への影響等を通じ、紛争等のより幅広いリスクを招く要因であるとして、社会の安定に対する重大な脅威であるという共通認識を示した。社会の安定はビジネスの健全な発展に不可欠なものであり、気候変動がもはや環境という枠を大きく超えた、極めて重大な問題であるという共通認識が、各国政府やビジネス界にも浸透しつつある。

また、特に早魃等による深刻な食料価格の高騰を経験しているアメリカの食品系企業など、第一次産業に関連する企業においては、気候変動による物理的被害への危機感が強い傾向も伺えるが、気候変動が社会の安定、ひいてはビジネスの発展における重大な課題であるということは、COP21に参加した経営者の共通認識であったと言えよう（多くの経営者が口々にIPCC等からの知見を引用するなど気候変動の科学を論じていたのは、筆者にとっては新鮮な驚きであった）。

科学のメッセージは明白。政策の方向性も明白。

次に、気候変動による深刻な被害を回避すべく、遅かれ早かれ、今後社会が“脱”炭素化へと舵を切るといふ確固たる見通しを経営者自身が有していることが挙げられよう。

COP21に集った経営者の議論からは、気候変動への対応は、即ち中期的な化石燃料からの脱却に他ならず、「化石燃料が使えない時代への転換」として理解されており、自社がこの転換期にどの様な経営判断をするかは、今後の生き残りに直結するという共通理解が伺え

た(COP21でのビジネス会合では、各業種、企業による政策の転換への解釈や対応方針なども語られていた)。

欧州系石油メジャーTOTALのCEOは、New York Timesが主催するビジネス会合において、「気候変動科学のメッセージは明白(気候変動を放置することは、社会全体への重大な危機を増大させる、気温上昇を2℃以下に抑制するには、排出できる炭素に上限がある)。また、科学のメッセージを受けた政策の方向性も明白(今後、脱炭素化に向かう)。即ち、制度や政策の大転換は避けられない。問題は、この非連続的な変化にどう対応するかだ。TOTALは、この理解に基づき、既に石炭から撤退し、天然ガスを主力ビジネスとすることに舵を切った」と述べていた。石油を主たるビジネスとする同社のCEOが、公の場で気候変動対応として自社の政策転換を進めると公言することのインパクトは大きい。他にも、異口同音に同様の議論がなされており、このような認識は、COP21に集った経営者の多くに共通のものだろう。

上記のように、COP21に経営者が集った背景には、気候変動の被害、及び脱炭素化への政策転換という観点から、今後気候変動対応が(環境という枠を超え)、自社の生き残りに直結するという理解があったと考えられる。

重要なキーワード：カーボンバブル

日本ではまだなじみの少ない言葉であるが、筆者が参加した会合(計4つ)の全てにおいて取り挙げられた重要テーマとして、カーボンバブルがある。カーボンバブルの議論を要約すれば以下のとおりである。

- まず、気候変動による気温上昇を一定に抑制するためには、大気中に排出できる温室効果ガスの累積排出量に上限があることがIPCCの第五次報告書によって示されている。
- 気温上昇を2℃以下に抑制することを前提にすると、今後世界全体で排出ができる温室効果ガスの総量(カーボンバジェット)が明らかになる。
- 一方、現在確認されている化石燃料(埋蔵量)を全て燃焼すると、そのカーボンバジェットを大幅に超過する。
- 金融系シンクタンクの試算によると、カーボンバジェットを鑑みれば、現在の企業が保有する化石燃料資源の大半は「利用できない」、即ち、不良資産化する可能性がある。
- 現在の企業の市場における価値(株価等)は、このカーボンバジェットによる制約を全く考慮しておらず、化石資源を主たる事業とする企業の株価等は、過大評価、即ちバブルである。

COP21において、このカーボンバブルは多くの海外機関投資家らにより議論されており、エネルギー価

格の低迷と相まって、最近の機関投資家の石炭関連企業からの投資撤退(ダイベストメント)に繋がる重要な背景となっている。また、COP21関連ビジネス会合には、イギリスの中央銀行であるイングランド銀行から幹部が参加しており、イングランド銀行総裁が議長を務める金融安定理事会(リーマンショック後に、G20を中心とする主要国中央銀行、財務省らによって設立された国際金融システムの安定を目的とする機関)においても、カーボンバブルに関連する議論がなされており、既に企業の炭素情報開示を含む対応を促すための作業が始まっていることを紹介した。

カーボンバブルへの懸念



出典：カーボントラッカー、フィナンシャルタイムズより筆者作成。(図は、フィナンシャルタイムズより)

カーボンバブルにも関連する事柄として、石炭火力発電について若干私見を述べたい。現在日本は主にコストの点から石炭への依存が高まっており、また途上国への石炭火力発電の輸出等にも力を入れている。確かに、脱炭素化への過渡期において一部の発展途上国ではある程度の石炭火力発電へのニーズは存在する。しかし、カーボンバブルの蓋然性を踏まえると、国内で石炭依存を強めることは気候変動対策に逆行するばかりでなく、将来的に不良資産化する設備を抱え込むリスクである。また、石炭火力発電の海外輸出への過度な期待は、再生可能エネルギーが化石燃料以上にコスト競争力を持ちつつある途上国におけるエネルギーインフラ市場における優位性を喪失するリスクがあり、今後時を経るごとにそのリスクは高まることを理解すべきであろう¹。既にその兆候は見えている。

日本との温度差は大きい。情報格差が問題か？

今回のCOP21参加を通じて、日本での気候変動対応の議論と、新興国を含めた海外のそれとの違いを数多く感じた。その最大のもの、日本と海外における気候変動対応の「重み」の違いである。既に述べたとおり、

¹ その他にも、現在計画されている石炭火力発電所の新設が進んだ場合、日本の2030年のGHG削減目標の達成には海外クレジット購入による相殺(オフセット)が必要となり、クレジット価格を2,000円/tCO₂と仮定すると、そのコストは年間約1,280億円(発電単価3%程度上昇に相当)と考えられる。栗山昭久・倉持社「石炭火力発電建設・更新計画の社会的責任と経済的リスク」2015年5月、IGESワーキングペーパーNo.WP1503
<http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/view.php?docid=5991>

先進国途上国を問わず、諸外国では、気候変動は「社会の安定を脅かす重大な問題」であるという認知がある。

無論、気候変動は経済問題としての側面も有しており、諸外国が理念的な動機のみで対策を議論しているのではない。しかしながら、気候変動科学などを冷静に受け止め、いずれにせよ変化が避けられないという共通認識の下、既に多くの国が自国の利益と脱炭素化という方向性を一致させつつある。

企業においても同様である。石油メジャー自身が業態転換をも辞さない背景には、政策転換による競争条件の悪化や、投資家からの圧力が背景にあるが、いずれにせよ、大きな変化を前提に経営戦略を検討している。

一方、日本では、政府、企業とも一部を除き、社会の安定を脅かす重要事項という認知は殆ど見られない。むしろ、誤解を恐れず言えば、未だに「エコ」「社会貢献」の範疇にあり、企業でもせいぜいイメージ戦略の一環に留まっているというのが、偽らざる実情ではないであろうか。

筆者は、この点に非常に大きなギャップを感じている。

余談だが、COP21では、50人以上の経営者らの議論を聞いたが、「CSR」「環境」という言葉は、全く聞かれなかった。むしろ、自社使用電力の100%再生可能エネルギー化を決めたグーグルやフェイスブックは、「我々は財務的責任を負う。再生可能エネルギー化は、決して社会貢献ではなく採算等を踏まえたもの」と強調し、気候変動対応を「普通の事業要素」として議論している姿が印象的であった。

では、なぜこのような温度差が生じるのであろうか？ 様々な要因が考えられるが、やはり、上記で述べたような「本業に影響するビジネスリスク・チャンス」としての気候変動に関する動向が、日本のビジネスリーダーにきちんと届いていないことが一因であろう。

IGESが主催したCOP21速報セミナーでは、Japan-CLPからCOP21に参加した企業の役員クラス3名に登壇頂き、企業からみたCOP21について議論を頂いた。登壇した企業からは、口々に日本と国際的な動向のギャップについての危機感が語られ、自社としての対応の強化や、日本が国際動向から取り残されることへの懸念が述べられた。このことは、気候変動にかかる動向の正確な情報をもたらされれば、日本企業も健全な危機感やビジネス機会への期待を持ちうる証左だと考えられる。



COP21公式イベントでのCEOと国連事務総長らとの会議の様子

Japan-CLPからCOP21に参加した企業からは、「パリで語られていた事柄と、日本で報道されている事柄に大きなギャップを感じる」との声が次々と聞かれたが、日本においては、気候変動対策が「エコ」、又は狭い意味での技術開発に矮小化され、脱炭素社会という大転換のインパクトが十分に伝えられていない。

では、グローバル企業も多数存在する日本で、気候変動に関する情報が矮小化され、正しく伝えられていないのか？ この問題については、更に深める必要があるだろう。報道各社への奮起を求めるとともに、我々IGES自身もより取り組みを強化すべき課題である。

気候変動への対応は、日本企業にとっての“危”“機”である。

率直に言って、COP21で感じた変化の兆しは、現地での迫力ある経営者の議論を肌で感じる事ができたからこそ得られたものが多く、筆者のつたない文章でそれが伝わるか否かは甚だ疑問である。しかし、往々にして変化は非線形的に生じる。ある臨界点を超えると一気に全体が大きく変化する。パリ合意は、市場や企業に対して今後数十年で、温室効果ガスをゼロにする経済を構築するという明確な変化の方向性についてのシグナルを発信した。今後、多くのステークホルダーが、このシグナルを踏まえてより大胆に行動を開始する。いずれは臨界点を超えよう。

また、このシグナルをどう受け止めるかは、多くの企業にとって、今後の中期的な競争力に少なからぬ影響を与えるだろう。既にカーボンバブルのリスクを踏まえた投資家の動きや、カーボンプライシング導入に向けた国際的な機運の高まりなど、市場における競争軸に変化を及ぼす明確な兆候が表れている。

日本、そして日本企業が、この転換点をリスクとするのか、又はチャンスとして活かせるかは、自らの強みである技術力等のベクトルを「温室効果ガス排出ゼロ」に合わせるか、または従来通り「出来る範囲の努力」に留まるのかにかかっている。また、温室効果ガスの削減が経済合理性に叶うような経済環境の整備、即ちカーボンプライシングの導入が、日本の持つ力を脱炭素化にフォーカスするための必要事項であろう。特に、企業において気候変動を所掌する中堅幹部の方々にとっては今後直接関係する重要事項と思われる。さらなる奮起を期待したい。



シュナイダー・エレクトリックCEOとバンク・オブ・アメリカ会長

テーマ別：LCS-RNet

COP21 成果を「行動」に向ける仕組み： 「低炭素社会国際研究ネットワーク」の提言



LCS-RNet 事務局長
西岡 秀三

はじめに

COP21 にあたって、日本と欧州の気候政策に直接かわる研究者・研究機関のネットワークである低炭素社会国際研究ネットワーク¹は、COP21での決定とその後取るべき提言を、「COP21：気候変動対策と持続可能な発展の正念場」と題する声明として作成した²。この声明は、ノーベル賞受賞者、各国閣僚経験者、IPCC 主要メンバー、環境・開発研究者を含む48カ国217名の賛同署名を得て2015年9月ボン、11-12月パリCOP21で発表され、大勢の識者からなる更なる議論へと展開された。

声明は、気候政策と持続可能な開発推進の観点からCOP21がまさに正念場になるとし、COP21での合意は必然としたうえで、先進・途上国協力推進のための責任分担の考え方の前向き見直し、今後の実行推進に向けてのインフラ投資、ファイナンス、炭素価格付けなど具体的な施策に関しての提言を行っており、今後の気候政策に示唆することが多い。以下に主要ポイントを紹介する。

COP21：気候変動対策と持続可能な発展の正念場

- 気候変動、貧困撲滅、持続可能な発展について行動を起こすのに、もはや一刻の猶予もない。これらの課題はそれぞれ個別には対処しえない。COP21の意義は、確固とした気候行動が必要であり、またそれは決して経済を損なうようなものではないとの強い政策シグナルを発信することにある。こうした行動は、雇用や健康、発展の複合的な便益のきっかけとなり、その結果、短期の経済成長だけでなく長期の持続可能な開発目標の双方に効く。
- 現在、公共予算への強い圧力がみられる一方で、世界は流動資金のうねりにあふれている。必要なのは、家計の貯蓄、年金基金、保険制度や国債を

長期かつ持続可能な財政投資に向け直すことである。民間貯蓄や機関投資家を低炭素投資に引き付けるためには、初期費用の高さや不確実な環境が相俟って障壁となっているものの潜在的には利益を生み出す可能性の高い低炭素プロジェクトのリスクを軽減する、健全なしっかりとした規制の枠組みと革新的資金メカニズムを設立するべきである。

- COP21の決定は、低炭素投資に向けた公的保証を拠り所として、経済的、また財政的仲介による大きな変革に重要な政策的「きっかけ」を提供する。例えば、炭素緩和行動の合意された社会的価値は、各国が自主的に決定する約束草案 (INDCs) を支援する、さまざまな低炭素金融イニシアティブの中に組み込める。測定・報告・検証 (Measuring, Reporting and Verification: MRV) システムを強く且つ強制力をもったものにするすることで、投資の環境十全性や持続可能性を担保することができる。こうした枠組みによって、各国、国家クラブ、また非国家主体による自主的な約束の透明さを確保できる。
- このようにしてパリ合意は、新たな共通の未来を構築するのに必要な重要な変化を支援し、短期の経済・社会的な課題に対応する、低炭素発展に向けた投資の波を引き起こせる。

気候変動対策に向けて行動するための時間は残り少ない

- 世界の温暖化ガス排出量は着実に増加している。この傾向が続けば、気温の上昇を2°C以下で安定させるという目標を達成するために残された炭素予算は、あと数十年で使い尽くす。収入の安定、持続可能なエネルギー・食糧・水・交通・住宅サービスへのアクセス確保、公衆衛生と教育を改善するために残された時間も残り少ない。今世紀における資源をめぐる緊張を和らげ、気候難民の数を減らし、また、世界の安寧を確保していくためには、こうした喫緊の課題に同時に対処してゆくほかない。
- COP21の責務は、カンクン合意で提案された「人類の幸福 (中略) の継続的な向上、成長、『持続可能な

¹ 低炭素社会国際研究ネットワーク (International Low Carbon Society Research Network: LCS-RNet)：2008年洞爺湖G8関連環境大臣会合において、研究と政策を繋ぐ活動を担うために神戸イニシアティブとして提案され発足した研究機関ネットワーク (Web: <http://lcs-rnet.org>)

² 声明全文は
和：COP21- A moment of truth for climate and sustainable development_ Japanese
英：COP21- A moment of truth for climate and sustainable development

発展への衡平なアクセス』を確実なものとする低炭素社会の構築」を可能にすることである。我々は、失業、社会不安、負債、金融の不安定性などに直面している今の世界で、気候行動への大規模な投資を行うことに懸念があることを承知しているが、堅実な気候行動は、経済を損ねるところか、むしろ、雇用や健康、発展の複合的な便益のきっかけとなり、その結果、短期の経済成長だけでなく長期の持続可能な開発目標の双方ともを強めることになると考えている。

低炭素社会への変革と持続可能な開発へのアクセス

- 化石代替エネルギーを根付かせるための時間を引き延ばすためには、需要側の対応が求められる。エネルギー効率を高め、エネルギー利用を減らし、製造過程におけるゆりかごから墓場まで(初めから終わりまで)の管理を進めていくには、商業的エネルギーシステムや、また建築・輸送・産業・農業の変革が不可欠である。
- エネルギー、輸送、建築インフラは、低炭素未来のみならず、すべての人があまねく発展を享受するために欠かせない。都市や輸送インフラの再設計、再生可能エネルギーの地産地消の奨励、都市開発の質の向上、効果的な市場調整と制度改革、基本的ニーズの提供、気候被害への脆弱性の軽減、化石燃料価格の変わりやすさなどへの対処、が不可欠である。
- こうした共同課題に取り組むために、気候政策ツールは気候緩和以外を目的とした政策との整合性が図られなければならない。例えば、時間変動がある再生可能エネルギーをも支えられる高性能送電網を整備することで、発電をより分散型にできる。先端技術を駆使して省資源化を徹底した環境配慮型の都市計画によって大気汚染を軽減し、健康保護とのコベネフィットをもたらす。都市のスプロール現象を減速するような不動産市場改革によって、投機的投資への関心を低くする、原材料の効率を高めることによって廃棄物を削減する、気候変動の脅威にさらされた生態系サービスの保全を図ることによって森林の減少と伝統的な農地の放棄を食い止めることができる、等々。
- INDCsとSDGs(持続可能な開発目標)の相互を強めあうことを確実にするような、信頼性の高い気候枠組みが必要である。各国の公共投資の一貫性、バラバラでなく総合的な海外開発援助(ODA)、共通目的に向けたドナー間の協働など。これらすべては、企業や都市、地域コミュニティを含む非国家主体を動かしていくことにつながってゆく。パリ合意は、協力の利益に関して確信を持った見通しを示すべきであり、それにより、より野心的なINDCsが採用され、それらがSDGsに貢献するよう

な良い循環が作り出される。この好循環こそが、現在各国がプレッジしている目標と2度目標との間の排出量ギャップを埋める唯一無二の方法である。

共通だが差異ある責任原則(Common But Differentiated Responsibilities: CBDR)の履行

- 残り少ない炭素排出許容量をとりあう対立的交渉では、CBDR原則適用に困難が伴う。しかしCOP21以降の実行段階では、途上国が拡大されたファイナンス、技術や発展への機会にアクセスできる実質的な権利をきちんと保証することがCBDR原則のポイントとなる。
- 先進国は、資本ストックの脱炭素化を図り、消費パターンを変え、エネルギー消費量を削減し、炭素集約型のエネルギーシステムという「遺産」を整理する。一方本格的なインフラ整備を進めている発展途上国の責務は、高炭素経路へのロックインを避けること。そして両者は、途上国発展の機会と協調的な実施の義務を最大化すること、である。
- 先進国の責務は、①グリーン気候基金の強化から着手し、将来に向けた投資のリスクを軽減し、資金へのアクセスを広げる気候ファイナンス ②技術的及び制度的変革をも含む、知見や経験の共有に効果的な知識ネットワークやコミュニケーションツール提供 ③高度な学術教育、国際科学プログラム、R&D協力によって、発展途上国のINDCsの実施や強化を支援する枠組みを推進することである。

挑戦的なファイナンス状況下で行動を引き起こす：COP21の役割

- 現在の世界経済「落ち込み」は、長期的投資案件不足と、金融仲介機関の流動資金選好性による。巨額の投資を低炭素インフラや生産に向け直せば、結果的にこの落ち込みを回復して多方面のセクターに強力な正の波及効果を及ぼし、先進国・途上国双方に便益をもたらす。年金基金や保険制度、国債や家計の貯蓄は、全世界の経済の大きな部分を占めており、これらを動員しない限り成功には到達しえない。
- 損益分岐点すれすれで高い初期費用が障害となっている低炭素プロジェクトに付随するリスクの軽減や、低炭素資産への価値付けによる民間資金と機関投資家の誘導を目的とした強力な規制枠組みと革新的な金融手段の設定が急務となる。
- 必要とされる改革(バーゼルIII規制、リ・ファイナンス基準、信用供与ラインの公的保証)はUNFCCCの論議ではないが、COP21は金融業界がなすべき大きな変革を促す以下の4つのきっかけを提供しうる。
①炭素緩和行動の「経済的及び社会的に合意された

価値」の重要性を認識し、これをINDCを下支えするような公共政策や、さまざまな低炭素金融イニシアティブに導入することで、バラバラに投資することを避け、他方で全体の効率性を最大化することができる。

②UNFCCCのもとでの強力且つ信頼性の高い測定・報告・検証(MRV)プロセスにより、各国が決定するINDCs実施支援の効率性をモニターし、投資の環境十全性を担保することができる。

③UNFCCC締約国や国家クラブと、非国家主体、民間セクター、都市等が一緒になって、低炭素イニシアティブを前に進める自主的約束の透明性を担保する仕組みを作る。

④これらのイニシアティブの利益の一部を、グリーン気候基金(GCF)を通して多国間支援および適応策資金とする。

- 気候ファイナンスは炭素価格付けメカニズムの導入を促進する。規制の枠組みを利用した投資リスクの軽減は炭素価格が幾らであろうとも低炭素投資額を増加させる。また、必要な低炭素投資を遅らせることなく、炭素価格を求められるレベルに引き上げるために必要な補償移転とそれに伴う対策の実行を可能にする。これはまた、炭素削減の社会的に合意された価値との一貫性を確保し、投資家の信頼を強化することにより、非価格政策(排出基準、規範、公共事業)の有効性を高める。

結論

- パリでの合意は不可欠である。持続可能な開発目標のよりよい達成や、短期的な経済課題に対応できる低炭素プロジェクトを利用して、現場で行われている無数の活動に、「気候問題を懸念する人々」だけでなく「気候問題に無関心な人々」をも動員するような場の設定が不可欠である。この動員のためには、UNFCCCだけでなく、世界の他のガバナンス分野(ファイナンス、貿易)を変え、国や地域や都市といった様々なレベルでの低炭素変革に取り組んでいる「先駆者」クラブを立ち上げるイニシアティブが不可欠で、COP終了後直ちに開始せねばならない。パリ合意が高次元の政治的正当性を賦与し、また地球規模の体制を確立することによってのみ、こうしたイニシアティブを実際に動かし始めることができる。バラバラ感や日和見主義に陥ることなく、また、普遍的な目的との整合を確保するためには、この宣言文に示されたような、包括的な原則から導かれた一貫性のある一連のルールが必要である。これらは、これまでに人類が人類起源の気候変動から生じた脅威に十分に対応することを妨げてきた経済的懸念と既得権益を克服する、好循環を立ち上げる条件である。
- こうしてパリ合意は、「新たな共通の未来」を構築するのに必要な社会変革を支援する一方で、短期の経済的課題に対応する、低炭素発展や貧困撲滅に向けた投資の波を引き起こすことにも貢献する。

.....

出版・活動報告

気候変動とエネルギー領域

<http://www.iges.or.jp/jp/climate-energy/index.html>

クライメート・エッジ バックナンバー

<http://climate-edge.net/>

<出版>

IGESワーキングペーパー「Can Japan Improve On Its INDC-Based Target For CO2 Intensity In The Electricity Sector? Estimation Of Renewable Electricity And Nuclear Power In 2030」(英語)

(2015年12月)

This paper assesses the potential for improving the CO2 intensity of Japan's electricity sector—the units of carbon dioxide emitted per units of electricity generated—by examining the potential for the feasibility of restarting nuclear power plants and increasing renewable electricity generation by 2030. The analysis shows that, utilizing these two strategies, it is possible to achieve the intensity that can be calculated from the emissions intensity of fossil-fuel power technology and the energy mix of Japan's Intended Nationally Determined Contribution (INDC), and to exceed the voluntary emissions-intensity target announced by Japan's electricity companies, under the current level of investment in electricity grid facilities.

詳細：<http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/view.php?docid=6215>

IGES政策レポート「パリ合意とその先を目指して 気候変動対策における短期行動と長期目標を結びつける」(英語)

(2015年12月)

本報告書は、2020年以降の気候変動に関する国際枠組の根幹部分について、IGESから付加価値のあるメッセージを発信することを意図している。また、2015年になされる最初の提出以降、各国が自主的に決定する約束を提出し評価するサイクルを創設することや、そのような制度を作り上げるうえで研究者/研究機関によるコンソーシアムが果たすべき貢献を含め、将来の気候変動枠組のもとで約束を実施するうえでの主要な課題についても検討を行っている。

詳細：<http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/view.php?docid=6075>

<活動>

開催報告：COP21報告シンポジウム (2016年1月20日 東京)

公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) は一般財団法人 地球産業文化研究所 (GISPRI) と共催で、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (UNFCCC COP21)、京都議定書第11回締約国会合 (CMP11) を踏まえ、交渉にご参加予定の4



省庁の方々より、それぞれの交渉の過程を含めた結果や具体的

なこれからの国内外の対応の展望等についての発表と経済界、研究機関の方々を加えたパネルディスカッションを行いました。

詳細：<http://www.iges.or.jp/jp/climate/cop21/20160120.html>

開催報告：IGES COP21速報セミナー (2015年12月25日)

本セミナーでは、フランス・パリでの議論の内容をIGES研究員の視点からいち早くお伝えするとともに、COP21に参加した企業や自治体といったステークホルダーたちが現地では何を感じたのか、パネルディスカッション形式で議論を深めました。



詳細：<http://www.iges.or.jp/jp/climate/cop21/20151225.html>

開催報告：UNFCCC COP21 公式サイドイベント「East Asia Low Carbon Growth Dialogue」

(2015年12月7日)

フランス・パリで11月30日(月)から12月13日(日)にかけて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (UNFCCC-COP21) が開催されました。地球環境戦略研究機関 (IGES)



は、12月7日(月)に、外務省、環境省、国立環境研究所 (NIES)、マレーシア工科大学 (UTM) との共催で、UNFCCC公式イベント「East Asia Low Carbon Growth Dialogue」を開催しました。

詳細：<http://www.iges.or.jp/jp/climate/cop21/20151207.html>

開催報告：UNFCCC SB42サイドイベント：自主的に決定する約束草案 (INDC) の意欲的な策定に向けて

(2015年6月4日)

第42回国連気候変動枠組条約補助機関会合 (UNFCCC SB42) のサイドイベント「自主的に決定する約束草案 (INDC) の意欲的な策定に向けて」をドイツ・ボンにて2015年6月4日に開催しました。



詳細：<http://www.iges.or.jp/jp/climate/sb42/20150604.html>

発行日：2016年2月17日

編集・発行：公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 気候変動とエネルギー領域
〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11

TEL: 046-855-3860 / FAX: 046-855-3809 / EMAIL: ce-info@iges.or.jp

※このニュースレターの内容は執筆者の見解であり、IGESの見解を述べたものではありません。

Copyright © 2016 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.